

2010年3月11日 全6頁

特定投資家・一般投資家の

移行手続の変更

制度調査部
横山 淳

2009年金商法改正関連シリーズ

[要約]

- 2009年12月28日、金融商品取引法に関する一連の政令・内閣府令などが公布された。これらは2009年6月に成立した改正金融商品取引法の細目を定めるものである。この中に特定投資家（プロ）・一般投資家（アマ）の移行手続の見直しも盛り込まれている。
- 特定投資家（プロ）に該当するものが一般投資家（アマ）に移行した場合、その移行の効力は顧客の申出があるまで有効となる（従来は有効期限1年間）。
- 一般投資家（アマ）に該当するものが特定投資家（プロ）に移行した場合、いつでも一般投資家（アマ）に戻ることを可能となる（従来は1年間効力が継続）。
- これらの見直しに伴い、プロ復帰・アマ復帰する際の同意書面の記載事項なども整備されている。

はじめに

○2009年12月28日、金融商品取引法に関連する次のような一連の政令・内閣府令等が公布された¹。

- ◇金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第302号）
 - ◇金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第303号）
 - ◇金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令（内閣府令第77号）
 - ◇金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（内閣府令第78号）
- など

○これらは、2009年6月17日に成立し、同月24日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（以下、金商法等改正法）²の細目を示したものである。金商法等改正法の主な内容を挙げ

¹ 官報号外第275号に掲載されている。なお、金融庁のウェブサイト(<http://www.fsa.go.jp/news/21/20091222-4.html>)にも新旧対照表などが掲載されている。

² 金融庁のウェブサイト(<http://www.fsa.go.jp/common/diet/171/index.html>)に掲載されている。

ると次のようになる。

- ①格付会社に対する公的規制の導入
 - ②金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ
 - ③社債等の発行登録制度の見直し
 - ④「有価証券の売出し」定義の見直し
 - ⑤金融ADR制度の創設
- など

○本稿では、今回の一連の政令・内閣府令改正のうち『特定投資家・一般投資家の移行手続きの見直し』に関する部分を紹介する。

1. 特定投資家とは？

- 「特定投資家」とは、機関投資家を中心としたいわゆる「プロ」投資家のことである。それに対して個人投資家を中心としたいわゆる「アマ」投資家のことは、通常、「一般投資家」と呼ばれている。
- 金融商品・サービスが「アマ」投資家向けに提供される場合には、投資者保護のために様々な規制が必要となる。他方、「プロ」投資家向けに提供される場合には、取引コストの削減・取引の円滑化などを優先させて規制は緩やかで構わない。金融商品取引業者等による販売・勧誘ルールについて、金融商品取引法ではこうした考え方を採用している（いわゆる規制の柔軟化・柔構造化）。
- こうした考え方を踏まえて、金融商品取引法は、特定投資家（プロ）と一般投資家（アマ）の区分に関する規定を定めている（改正前及び改正後の金融商品取引法 34 条～34 条の 5）。その上で「特定投資家」が相手方となる取引等について金融商品取引業者に課される一定の販売・勧誘規制を適用除外としたり（同 45 条）、特定投資家向け有価証券（いわゆるプロ向け銘柄）について一般投資家への勧誘・販売等を原則禁止したり（同 40 条の 4 など）しているのである。
- 金融商品取引法の下での「プロ＝特定投資家」と「アマ＝一般投資家」の区分の概要を示すと、次のようになる。

図表 金融商品取引法の特定投資家

特定投資家（プロ）		一般投資家（アマ）	
一般投資家への移行不可	一般投資家への移行可	特定投資家への移行可	特定投資家への移行不可
①適格機関投資家 ②国 ③日本銀行	④投資者保護基金その他の内閣府令で定める法人（※1）	⑤前記①～④に該当しない法人 ⑥一定の要件（※2）を充たす個人（①に該当する者を除く）	⑦一般の個人（前記①⑥に該当しない個人）

（出所）金融庁資料に一部加筆

（※1）具体的には、次のものが指定されている（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令 23 条）。

①地方公共団体

②特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（いわゆる政府系機関など）

- ③投資者保護基金
- ④預金保険機構
- ⑤農水産業協同組合貯蓄保険機構
- ⑥保険契約者保護機構
- ⑦特定目的会社
- ⑧上場会社
- ⑨取引の状況その他の事情から合理的に判断して資本金5億円以上と見込まれる株式会社
- ⑩金融商品取引業者・特例業務届出者である法人
- ⑪外国法人

なお、金融庁は、2010年1月21日に公表した「金融・資本市場に係る制度整備について」の中で「①地方公共団体」について「特定投資家に移行可能な一般投資家」に区分を変更する見直しを行う方針を明らかにしている。

(※2) 次にいずれかに該当することが要件とされる(金融商品取引業等に関する内閣府令(以下、金融商品取引業等府令)61、62条)

- ①次の全ての要件を充たす匿名組合の営業者、民法組合の業務執行組合員など
 - ―出資の合計額が3億円以上
 - ―他の全ての組合員の同意
- ②知識、経験、財産の状況に照らして特定投資家に相当するものとして次の全ての要件を充たす者
 - ―純資産額3億円以上
 - ―有価証券などの投資資産合計額が3億円以上
 - ―契約締結後1年以上経過

○この特定投資家制度について、金商法等改正法では次の事項について見直しを行っている。

- ◇特定投資家(プロ)から一般投資家(アマ)への移行(いわゆる「アマ成り」)の有効期限
- ◇一般投資家(アマ)から特定投資家(プロ)への移行(いわゆる「プロ成り」)の撤回(いわゆる「アマ戻り」)

○以下、これらの点について解説する。

2. いわゆる「アマ成り」の有効期限

○特定投資家に分類される者であっても、一定の者を除き、一般投資家に移行すること(いわゆる「アマ成り」)ができる(前記1. 図表参照)。例えば、上場会社は、本来、特定投資家に分類されるが、自社の社内体制に照らして、金融取引について適切なリスク管理を行うことが可能とは言い切れないと判断すれば、取引先の金融商品取引業者等に申し出て、自らを一般投資家(アマ)として取り扱ってもらえることができる³(改正前及び改正後の金融商品取引法34条の2第1項)。

○こうした一般投資家(アマ)への移行の効力は、従来、その有効期限は原則1年間と定められていた⁴(改正前の金融商品取引法34条の2第3項)。有効期限満了後も一般投資家(アマ)として取り扱ってもらいたいときは、改めて取引先の金融商品取引業者等に申し出て、更新手続きをしなければならなかった(同9、10項)。

○この点について、仮に顧客が一般投資家(アマ)としての取扱いの継続を希望していたとしても、

³ 金融商品取引業者等には、その顧客からの申出に対する承諾義務が課されている(改正前及び改正後の金融商品取引法34条の2第2項)。

⁴ 営業所・事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法で公表している場合には、業者が定める一定の日を期限日(複数ある場合は1年以内のもっとも遅い日)とすることができると定められていた(改正前の金融商品取引業等府令54条)。

手続を失念すると特定投資家（プロ）に戻ってしまうことから「顧客の意思の確認の徹底や迅速な取引の妨げになりかねない」（2008年12月17日付金融審議会金融分科会第一部会報告書⁵）と指摘されていた。

○これを受けて金商法等改正法では、一般投資家移行（いわゆる「アマ成り」）の1年間の有効期限を廃止し、いつでも特定投資家（プロ）に復帰できるとする制度、言い換えれば、一旦、一般投資家に移行すれば、その効力は特定投資家（プロ）への復帰申出があるまで有効という制度に改正されている（改正後の金融商品取引法34条の2第10項）。

○それに伴い次のような手続の見直しも行われている。

- ①一般投資家への移行時の交付書面から有効期限などについての記載の削除（改正後の金融商品取引法34条の2第3項、改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令（以下、金融商品取引業等府令）55条など）
- ②有効期限等に関する告知義務などの廃止
- ③特定投資家への復帰申出の書面同意手続などの整備（改正後の金融商品取引法34条の2第11～13項）

○前記③に関連し、特定投資家への復帰申出についての同意書面の記載内容が次のように定められている（改正後の金融商品取引業等府令57条の2）。

- ◇（特定投資家への復帰の）承諾日
- ◇対象となる契約（以下、対象契約）の種類
- ◇復帰申出者が次の事項を理解している旨
 - 所定の投資者保護に関する行為規制が適用されない旨
 - 対象契約に関して、その知識、経験、財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、その者の保護に欠けることとなるおそれがある旨
- ◇承諾日以後に対象契約の勧誘・締結をする場合は、特定投資家として取り扱う旨
- ◇金融商品取引業者等が、対象契約に基づき復帰申出者を代理して、他の金融商品取引業者等との間で承諾日以後に金融商品取引契約を締結する場合は、その契約の相手方となる「他の金融商品取引業者等」からも再び特定投資家として取り扱われる旨
- ◇復帰申出者は、承諾日以後いつでも、一般投資家への移行申出ができる旨

3. いわゆる「プロ成り」の撤回（「アマ戻り」）

○一般投資家に分類される者であっても、法人又は一定の要件を充たす個人であれば、特定投資家に移行すること（いわゆる「プロ成り」）ができる（前記1. 図表参照）。例えば、本来、一般投資家に分類される財団法人等が、自団体の運用体制に照らして、金融取引について適切なリスク管理

⁵ 金融庁のウェブサイト(http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20081217-2.html)に掲載されている。

を行うことが可能だと判断すれば、取引先の金融商品取引業者等に申し出て、自らを特定投資家（プロ）として取り扱ってもらうことができる⁶（改正前及び改正後の金融商品取引法 34 条の 3 第 1 項、一定の要件を充たす個人について同 34 条の 4 第 1 項）。

○こうした特定投資家（プロ）への移行の効力は、その有効期限は原則 1 年間と定められている⁷（改正前及び改正後の金融商品取引法 34 条の 3 第 2 項など）。

○この点について、顧客が、一旦、特定投資家（プロ）としての取扱いを受けてしまうと、原則 1 年間は一般投資家（アマ）に戻れないという問題点が指摘されていた。

○これを受けて金商法等改正法では、特定投資家移行（いわゆる「プロ成り」）の 1 年間の有効期限は維持しつつ、いつでも一般投資家（アマ）に復帰できるとする制度を整備している（改正後の金融商品取引法 34 条の 3 第 9 項、34 条の 4 第 4 項）。

○それに伴い次のような手続の見直しも行われている。

- | |
|--|
| <p>①特定投資家への移行時の交付書面に「いつでも一般投資家に復帰申出ができる旨」を記載（改正後の金融商品取引業等府令 59 条 2 項 5 号、64 条 2 項 5 号）</p> <p>②一般投資家への復帰申出に対する金融商品取引業者等の承諾義務（改正後の金融商品取引法 34 条の 3 第 10 項、34 条の 4 第 5 項）。</p> <p>③一般投資家への復帰申出の書面交付手続などの整備（同 34 条の 3 第 11～13 項、34 条の 4 第 6 項）</p> <p>④顧客が特定投資家移行を継続する場合の更新申出は、原則、期限日の 1 ヶ月前から可能（※）（同 34 条の 3 第 7 項、34 条の 4 第 6 項、改正後の金融商品取引業等府令 60 条、64 条の 2）</p> |
|--|

（※）従来は、金融商品取引業者等に対する規制として、期限日以前に更新申出の承諾をしなければならないと定められていた（改正前の金融商品取引法 34 条の 3 第 7 項、34 条の 4 第 4 項）。

○前記③に関連し、一般投資家への復帰申出についての同意書面の記載内容が次のように定められている（改正後の金融商品取引業等府令 60 条の 2、64 条の 3）。

- | |
|---|
| <p>◇（一般投資家への復帰の）承諾日</p> <p>◇対象契約の種類</p> <p>◇承諾日以後に対象契約の勧誘・締結をする場合は、一般投資家として取り扱う旨</p> <p>◇金融商品取引業者等が、対象契約に基づき復帰申出者を代理して、他の金融商品取引業者等との間で承諾日以後に金融商品取引契約を締結する場合は、その契約の相手方となる「他の金融商品取引業者等」からも再び一般投資家として取り扱われる旨</p> |
|---|

⁶ 特定投資家が一般投資家移行を申し出た場合と異なり、一般投資家が特定投資家移行を申し出た場合には、業者には承諾義務は課されていない。

⁷ 営業所・事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法で公表している場合には、業者が定める一定の日を期限日（複数ある場合は 1 年以内のもっとも遅い日）とすることができる（改正前及び改正後の金融商品取引業等府令 58 条）。

4. 施行日

- 「特定投資家・一般投資家の移行手続の見直し」に関する金融商品取引法及びその関連政令・内閣府令の改正は、**2010年4月1日**から施行される（金商法等改正法附則1条、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令）。
- なお、施行日時点で現に一般投資家（アマ）に移行している特定投資家について、その有効期限を1年とする規定などは、なおその効力を有するといった一定の経過措置が設けられている（同3条）。
- つまり、施行日以前に「アマ成り」している者の場合、当初の有効期限以後も継続して一般投資家扱いを受けるためには「申出」が必要で、「アマ成り」効果の期限が自動的に無期限になる訳ではないと解されている（2009年12月22日付『コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方』⁸II2、3など）。

⁸ 金融庁のウェブサイト(<http://www.fsa.go.jp/news/21/20091222-4/00.pdf>)に掲載されている。